

防府市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要綱

平成14年8月2日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民基本台帳ネットワークシステムの運用及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民基本台帳ネットワークシステム コミュニケーションサーバ、都道府県サーバ、機構サーバ、認証業務連携サーバ、情報提供ネットワークシステム等連携サーバ、端末機、電気通信関係装置（ファイアウォールを含む。以下同じ。）、電気通信回線、プログラム等により構成され、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が本人確認情報（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の6第1項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）を都道府県知事に通知し、都道府県知事が本人確認情報を地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に通知し、市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務を処理し、並びに市町村長、都道府県知事及び機構が本人確認情報の記録、保存及び提供を行うためのシステム
- (2) セキュリティ 住民基本台帳ネットワークシステムの正確性、機密性及び継続性の維持を図ることを目的とした行為
- (3) コミュニケーションサーバ 転入通知（法第9条第1項の規定による通知をいう。）、住民票の写しの交付の特例（法第12条の4の規定による住民票の写しの交付をいう。）、戸籍の附票記載事項通知（法第19条第1項の規定による通知をいう。）及び転入届の特例（法第24条の2の規定による個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の交付を受けている者等に関する届出の特例をいう。）のために必要な情報を市町村長間で通知し、都道府県知事に本人確認情報の通知及び転出確定通知（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第13条第3項の規定による通知をいう。）を行い、並びに機構に個人番号とすべき番号の生成（番号利用法第8条第1項の規定による個人番号とすべき番号の生成をいう。）のために必要な情報を通知し、機構から個人番号とすべき番号の通知（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下「番号利用法施行令」という。）第9条の規定による通知をいう。以下同じ。）を受け、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人

番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号。以下「番号利用法総務省令」という。）第35条第2号及び第7号に掲げる事務に係る情報を機構との間で通知し、認証業務（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条第3項に規定する認証業務をいう。）の実施のために必要な情報の機構との間で通知し、及び機構に情報提供用個人識別符号（番号利用法施行令第20条第1項に規定する情報提供用個人識別符号をいう。）を取得するために必要な情報を通知するための市町村長の使用に係る電子計算機

- (4) ファイアウォール 住民基本台帳ネットワークシステムにおいて不正な侵入を防御する電子計算機
- (5) 統合端末 市において住民基本台帳ネットワークの業務を実施するための電子計算機
- (6) 照合情報認証 静脈等の情報に不可逆演算を施して登録された情報（照合情報）と認証時に読み取られる情報を照合することにより認証する方法
- (7) 照合ID 操作者を識別するための符号
- (8) 操作者ID 操作者の権限を識別するための符号
- (9) プログラム 電子計算機を機能させて住民基本台帳ネットワークシステムを動作させるための命令
- (10) 電子計算機室 電子計算機及び電気通信関係装置を設置する室
- (11) ドキュメント 住民基本台帳ネットワークシステムの設計及び運用に関する記録及び文書
- (12) 磁気ディスク等保管室 磁気ディスク及びドキュメントを保管する室（セキュリティ統括責任者）

第3条 住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策を総合的に実施するため、セキュリティ統括責任者を置く。

- 2 セキュリティ統括責任者は、副市長をもって充てる。
- 3 セキュリティ統括責任者は、第6条第1項に定めるセキュリティ会議を招集するとともに、議長を務める。
（システム管理者）

第4条 住民基本台帳ネットワークシステムの適切な管理を行うため、システム管理者を置く。

- 2 システム管理者は、デジタル推進課長をもって充てる。
（セキュリティ責任者）

第5条 住民基本台帳ネットワークシステムを利用する部署においてセキュリティ対策を実施するため、セキュリティ責任者を置く。

- 2 セキュリティ責任者は、市民課長をもって充てる。
（セキュリティ会議）

第6条 住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関し、連絡調整を行う場としてセキュリティ会議を置く。

2 セキュリティ会議は、セキュリティ統括責任者、システム管理者及びセキュリティ責任者によって組織する。

3 セキュリティ会議は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策の決定及び見直し

(2) 前号のセキュリティ対策の遵守状況の確認

(3) セキュリティ監査の実施

(4) 研修の実施

4 議長は、前項のうち重要と認められる事項を審議するときは、防府市個人情報保護審査会の意見を聴くものとする。

5 議長は、必要と認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

6 セキュリティ会議の庶務は、市民課において処理する。

(関係部署に対する指示等)

第7条 セキュリティ統括責任者は、セキュリティ会議の結果を踏まえ、セキュリティ責任者及び関係部署の長に対し指示又は要請することができる。

(不適正利用に対する措置)

第8条 セキュリティ統括責任者は、本人確認情報の漏洩又は不適正な利用により、市民の基本的人権が侵害されるおそれがあると認めるときは、国、他の地方公共団体、機構その他の関係者（以下この条において「国等」という。）に対し報告を求めるとともに、必要な調査を行わなければならない。

2 セキュリティ統括責任者は、前項の規定による国等からの報告又は調査により、市民の基本的人権が侵害されると判断したときは、市民の個人情報の保護に関し、必要な措置を講じなければならない。

(電子計算機室及び磁気ディスク等保管室の入退室管理)

第9条 電子計算機室及び磁気ディスク等保管室への入退室については、システム管理者が事前に許可した者についてのみ、これを行うことができる。

2 システム管理者は電子計算機室及び磁気ディスク等保管室の入退室管理を行うほか、住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティを確保するため、入退室の管理に関し、必要な措置をとらなければならない。

(指示)

第10条 セキュリティ統括責任者は、電子計算機室及び磁気ディスク等保管室への適切な入退室管理が行われているかどうか、システム管理者等から報告を求め、調査を行い、必要な指示を行うものとする。

(アクセス管理)

第11条 次号に掲げる住民基本台帳ネットワークシステムの構成機器につい

て、業務アプリケーションに対するアクセス管理を行うものとする。

(1) コミュニケーションサーバ

(2) 統合端末

2 前項のアクセス管理は、照合情報認証により操作者の正当な権限を確認すること及び操作履歴を記録することにより行うものとする。

(アクセス管理責任者)

第 11 条の 2 前条のアクセス管理を実施するため、アクセス管理責任者を置く。

2 アクセス管理責任者は、市民課長をもって充てる。

(オペレーティングシステム)

第 12 条 アクセス管理責任者は、第 11 条のアクセス管理を実施するほか、住民基本台帳ネットワークシステムに係る構成機器のオペレーティングシステムについて、必要なセキュリティ対策を実施する。

2 アクセス管理責任者は、オペレーティングシステムのパスワードの管理について必要な事項を定めること。

(照合 I D、照合情報及び操作者 I D)

第 13 条 アクセス管理責任者は、照合 I D、照合情報及び操作者 I D に関し、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 照合 I D 及び操作者 I D の管理について必要な事項を定めること

(2) 照合情報の登録及び削除の管理について必要な事項を定めること

(3) 操作者 I D の種類ごとの操作者について、セキュリティ責任者と協議して定めること

(4) 照合 I D 及び操作者 I D の管理簿を作成すること

(操作者の責務)

第 14 条 操作者は、照合 I D、照合情報及び操作者 I D の管理方法を遵守しなければならない。

(操作履歴の記録)

第 15 条 アクセス管理責任者は、操作履歴について、7 年前まで遡って解析できるよう、保管するものとする。

(情報資産の管理)

第 16 条 住民基本台帳ネットワークシステムの情報資産（住民基本台帳ネットワークシステムに係る全ての情報並びにソフトウェア、ハードウェア、ネットワーク及び磁気ディスクをいう。以下同じ。）について、管理責任者を置く。

2 前項の情報資産のうち、本人確認情報及び当該本人確認情報が記録されたサーバに係る帳票の管理責任者（以下「本人確認情報管理責任者」という。）は、市民課長をもって充て、これら以外の情報資産の管理責任者（以下「情報資産管理責任者」という。）は、デジタル推進課長をもって充てる。

(本人確認情報管理責任者)

第 16 条の 2 本人確認情報管理責任者は、本人確認情報を取り扱うことができ

る者を指定するものとするとともに、当該本人確認情報の漏えい、滅失及び
き損の防止その他の当該本人確認情報の適切な管理のための必要な措置を講
じなければならない。

2 本人確認情報管理責任者は、本人確認情報の記録されたサーバに係る帳票等
の管理方法を定めるものとする。

(情報資産管理責任者)

第 16 条の 3 情報資産管理責任者は、当該情報資産の管理方法を定めるもの
とする。

(業務の委託)

第 17 条 住民基本台帳ネットワークシステムを外部に委託しようとする場合に
おいては、防府市個人情報保護条例（平成 15 年防府市条例第 19 号）第 1
2 条、防府市個人情報保護事務取扱要領第 4 条第 4 項及び防府市個人情報取
扱委託基準に則り実施しなければならない。

(外部委託の承認)

第 18 条 前条の規定により、外部に委託しようとする場合においては、委託す
る事務の内容、理由及び情報の保護に関する事項等について、あらかじめ、
セキュリティ会議の意見を聴いた上で、セキュリティ統括責任者の承認を受
けなければならない。

(委託契約書への記載事項)

第 19 条 外部委託に係る契約書には、情報の保護に関し、委託基準に定めるも
ののほか、次の各号に掲げる事項を明記しなければならない。

- (1) 再委託の禁止又は制限に関する事項
- (2) 情報が記録された資料の保管、返還又は廃棄に関する事項
- (3) 情報が記録された資料の目的外使用、複製・複写及び第三者への提供の
禁止に関する事項
- (4) 情報の秘密保持に関する事項
- (5) 事故等の報告に関する事項

(受託者の管理状況の調査)

第 20 条 業務を委託する者は、必要に応じ、受託者における当該委託事務に係
るセキュリティ対策の実施状況について調査するものとする。

附 則

この要綱は、平成 14 年 8 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。